

(様式第2号)

団体概要書

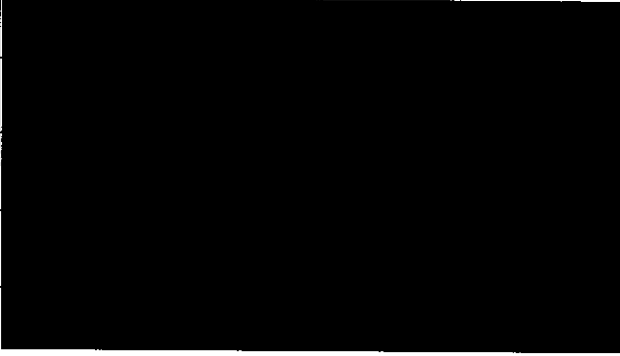
団体の名称	NPO法人 アクティブ王寺
団体所在地	奈良県北葛城郡王寺町本町 5-16-29
活動の開始年月	平成 24 年 12 月
法人格	<input checked="" type="radio"/> あり・申請中・なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	平成 24 年 12 月 13 日 所轄：奈良県
活動分野 (主なものを3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 <input checked="" type="radio"/> 3. 社会教育 <input checked="" type="radio"/> 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全 活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 <input checked="" type="radio"/> 18. 子どもの健全育成 <input checked="" type="radio"/> 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体の 連携・支援 26. その他 ()
主な活動対象地域	王寺町及び周辺市町
現在の活動内容	1. 地域教育支援としての「土曜寺子屋」事業の実施(地域の小学生を対象に、年間を通して毎週土曜日、公民館での学習指導と、学校の長期休業中には科学教室、習字教室、園芸教室、絵画教室、歴史教室などの体験教室を実施) 2. 学校支援事業として王寺町内の小学校2校、中学校1校で、会員が学校支援ボランティアとして授業サポートや園芸活動を行っている。 3. 地域の教育力を高めるために、「家庭の力、地域の力で子育てを楽しく元気に」をメインテーマとして、各界で活躍している講師を招き、これまでに6年間で12回の教育講演会を開催している、本年度は6/16、12/8の2回実施 4. 子育て・家庭教育支援事業として、王寺町内の幼稚園での教育講演会や子育て座談会を実施し、子育て相談に随時対応している。 個人会員数 27人 : 団体会員 0 団体 : 専従職員 0人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	・奈良県くらし創造部協働推進課(平成26年度 奈良県地域貢献サポート基金による講演会開催) ・奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課(「平成27年度『地域のみんなで支える結婚・子育て』協働推進補助事業」) ・王寺町及び王寺町教育委員会(教育講演会の後援と広報の協力) ・(一財)児童虐待防止機構(教育講演会の共同開催) ・NPO法人チャレンジ企業支援隊(教育講演会開催への支援協力) ・(一社)Kokoro教育研究所(教育講演会開催への支援協力)
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組みたい活動内容)	教育、福祉、健康、安全などの分野における地域教育支援活動や啓発活動に取り組んでいます。土曜寺子屋や科学教室、教育講演会、あるいはボランティア活動などの事業を展開していくことで、住民の地域貢献活動の場を広げるとともに、地域の教育力を高め、教育を通じた地域づくりを推進していくことで、教育による心のもったまちづくりに寄与・貢献していきたいと考えます。是非ご支援・ご協力をお願いいたします。

(様式第3号)

令和5年 12月 4日現在

団 体 役 員 名 簿

団体名：NPO法人アクティブ王寺

役職名	氏名	住所
理事	加藤 守弘	
理事	堀池 伸二	
理事	稲本 雅世	
理事	辻 雅子	
監事	巽 勇吉	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

NPO法人アクティブ王寺 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人アクティブ王寺という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県北葛城郡王寺町本町5丁目16番29号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、王寺町を中心とした地域住民や、地域の学校をはじめとする教育機関等に対して、地域のボランティアの方々と協力して、教育、福祉、健康、安全などの分野における支援活動や啓発活動を行い、地域貢献活動の場を広げ、地域の教育力を高めると共に、地域の支援によって信頼される学校づくり、また学校を核にしてつながる地域づくりを推進していくことで、教育によるまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 学校支援事業（特別授業講師や学習支援ボランティアの派遣、環境整備等）
- ② 教育支援事業（科学教室、習字教室、絵画・陶芸教室、園芸教室、補習教室など）
- ③ 福祉支援事業（学童保育児童への学習支援活動、介護施設等との交流）
- ④ 子育て・家庭教育支援事業（子育て教室などの開催や個別相談活動）
- ⑤ 教育講演会事業（教育講演会、教育座談会等の開催、講師の派遣）

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体



(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上、10人以下とする。
 - (2) 監事 1人以上、3人以下とする。
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事は理事会において、監事は総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。



(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

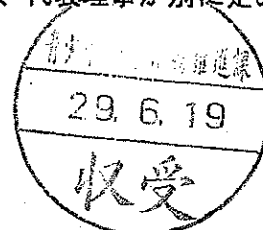
第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の決議により、監事は総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会または総会の議決を経て、代表理事が別に定める。



(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

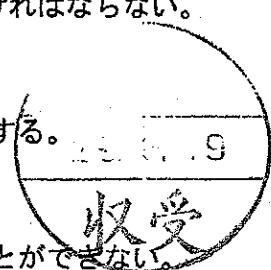
第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事



項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 理事の選任又は解任、職務及び報酬



- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) 借入金（その他事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。



- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。



(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。



3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 抛出金品の不返還

(抛出金品の不返還)

第54条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、平成29年6月11日から施行する。



令和4年度 事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

NPO法人アクティブ王寺

1 事業の成果

令和4年度もコロナ禍が続き、学級閉鎖や学年閉鎖、あるいは学校閉鎖になる小中学校が相次ぎましたが、そのような中でも、感染予防対策を十分にとりながら、学校支援事業として、当法人事業の趣旨にご賛同いただいている方々が、町内の小学校においてボランティアによる学習支援活動を随時行いました。内容としましては、小学校で各教科領域での学習指導の補助にあたり、児童の学力向上に取り組むことができました。

教育支援事業として、本年度も王寺町いづみスクエアにて、毎週土曜日に王寺町の小中学生を対象に「アクティブ王寺の土曜寺子屋」を実施し、さらに毎月第4土曜日には英語活動にも引き続き取り組んでいます。また、夏期休業中の「土曜寺子屋特別教室」の書写、絵画パステルアート、読書感想文教室などの各教室を実施することができました。

子育て・家庭教育支援事業としては、土曜寺子屋に通う子どもたちの保護者や地域の図書ボランティアの方々を対象に、本年度も本の読み方についての「アニメーション講座」を開催すると共に、随時の子育て相談や教育相談を行ってきました。

教育講演会活動として例年開催してきた年2回の教育講演会はコロナ禍により延期してきましたが、本年度は12月にいづみスクエアにて、講演会と玉井式図形の極AAA+(AIを活用した算数図形教材)の児童体験学習会を開催することができ、親子で最新の教材に触れる機会をつくることができました。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
学校支援事業	当法人の趣旨に賛同するボランティアによる学習支援活動		王寺町内の小学校	10名	王寺町内の小学生約800名	10
教育支援事業	・毎月4回(毎週土曜日)及び夏期休業中「土曜寺子屋」を実施 ・毎月1回(第4土曜日)「英語活動」実施 ・夏休み特別教室実施	4月~1月	いづみスクエア	6名	王寺町内の小学生約800名	403
	書道	7月31日	いづみ	3名	参加者:13名	
	読書感想文	29日	スクエア	4名	参加者:13名	
	パステルアート	8月7日 27日		5名	参加者:15名	
福祉支援事業	活動が出来ておりません					0
子育て・家庭教育支援事業	子育て講座(アニメーション本の読み方体験講座、懇談会)	12月24日	いづみスクエア	6名	保護者約10名 児童約20名	18
教育講演会事業	家庭・地域の教育力の向上をテーマにした講演会(年1回) 演題「君はなぜ勉強しなればならないのか」講師:玉井満代氏	12月10日	いづみスクエア	7名	テーマや演題に興味関心のある親子30組 役60名	128

様式例・記載例（法第28条第1項「前事業年度の計算書類（活動計算書）」）

令和4年度 活動計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

NPO法人アクティブ王寺
(単位：円)

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	5,000円×12名	60,000	
賛助会員受取会費	3,000円×20名	60,000	
受取会費計			120,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金		197,000	
施設等受入評価益			
受取寄付金計			197,000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
受取助成金計			0
4. 事業収益			
事業収益		183,000	
事業収益計			183,000
5. その他収益			
受取利息		3	
雑収益			
その他収益計			3
経常収益計			500,003
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
講師料		335,000	
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計		335,000	
(2) その他経費			
会議費		0	
教材費		47,565	
通信費		12,274	
広告費		12,528	
備品		0	
雑費		23,396	
講演会費用		128,650	
その他経費計		224,413	
事業費計			559,413
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費		28,160	
旅費交通費			
通信費			
雑費		5,679	
その他経費計		33,839	
管理費計			33,839
経常費用計			593,252
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			

税引前当期正味財産増減額			
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			-93,249
前期繰越正味財産額			965,278
次期繰越正味財産額			872,029

令和4年度 貸借対照表
令和5年3月31日現在

NPO法人アクティブ王寺
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	872,029	
未収金	0	
.....		
流動資産合計		
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具		
什器備品		
.....		
有形固定資産計	0	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
.....		
無形固定資産計	0	
(3) 投資その他の資産		
敷金		
○○特定資産		
.....		
投資その他の資産計	0	
固定資産合計		0
資産合計		872,029
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
前受民間助成金		
.....		
流動負債合計		0
2. 固定負債		
長期借入金		
退職給付引当金		
.....		
固定負債合計		0
負債合計		0
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		965,278
当期正味財産増減額		-93,249
正味財産合計		
負債及び正味財産合計		872,029

様式例・記載例（法第28条第1項「前事業年度の財産目録」）

令和4年度 財産目録
令和5年3月31日現在

NPO法人アクティブ王寺
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	31,667		
南都銀行普通預金	269,725		
ゆうちょ銀行普通預金	570,637		
未収金			
××事業未収金			
流動資産合計		872,029	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台			
応接セット			
.....			
歴史的資料			
.....			
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト			
.....			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
敷金			
○○特定資産			
××銀行定期預金			
.....			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			872,029
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代			
.....			
預り金			
源泉所得税預り金			
.....			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
長期借入金			
××銀行借入金			
.....			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			872,029